

### 3 月市議会一般質問（案）

2007 年 3 月 1 2 日（月）

5 番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告に従い質問します。

まず、貧困と格差の打開についてです。

さる 2 月 21 日、日本共産党国会議員団は、貧困と格差を打開し、暮らしと平和を守る予算へ、2007 年度予算案の抜本的組み替え(案)を発表しました。

生活防衛のための 5 項目の緊急重点要求にもとづき、市民の実態や声をまじえて質問します。

いま、国民の暮らしは、政府の景気回復のかけ声とはほど遠く、とくに貧困と格差が益々深刻になっています。必至で働いても貧困からぬげだせないワーキングプアは少なくとも 400 万世帯といわれています。この 5 年間で年収 200 万円以下の労働者は 157 万人増えています。生活保護世帯は 27 万増の 108 万世帯、就学援助を受けている児童・生徒数は、40 万人増の 138 万人となっています。

これらの背景には、第 1 に、財界・大企業による雇用破壊と「規制緩和」「構造改革」の名で推進してきた政治があります。正規雇用が激減し、驚くべき低賃金の非正規雇用が増えています。第二は、所得の再配分によって貧困を減らすはずの「税・社会保障制度」がほとんど機能していないことです。

ところが、政府の新年度予算は、定率減税廃止による 1・7 兆円の庶民増税、生活保護の母子加算の段階的廃止、雇用対策費の半減など、国民の暮らしを圧迫し、益々貧困と格差を拡大するものとなっています。その一方で大企業・大資産家には減税の大盤振る舞い、道路特定財源の温存とスーパー中核港湾など新たな無駄遣いの拡大、米軍再編経費を本格計上し、海外派兵を任務とした自衛隊と米軍の一体化をすすめ、海外で戦争する国へと突き進もうとしています。貧困と格差の打開は、大分市民の暮らしを守るうえでも、避けて通れない重大問題です。

そこで、5 点について質問いたします。

1、定率減税の廃止など庶民増税を中止することです。

庶民の所得と消費が落ち込んでいるにもかかわらず、定率減税の全廃は、すべての納税者に多大な負担を押し付けようとしています。しかも高齢者は昨年の住民税・所得税の増税と連動した国保税、介護保険料の負担増。これにさらに追い打ちをかけ、家計を圧迫するものとなります。大分市民の負担は、住民税で約 9 億円、県民税で 4 億円、これに所得税も増税されます。また昨年の税制改

悪で、課税世帯になったために、各種福祉施策から除外されたり、NHK 受診料の全額免除からはずされたりするなどのこともおきています。このような庶民への増税・負担増は中止を要求すべきであります。また高齢者の負担増緩和対策をおこなう考えはないでしょうか。見解を求めます。

第2は、最低賃金の抜本的な引き上げについてです。

日本の最低賃金の水準は平均所得の32%と先進国の中で最低水準です。ワーキングプア問題を解決するために、年間3000時間働いても、年収200万円に満たない最低賃金の抜本的引き上げが必要です。大分市の最低賃金は時あたり613円です。1日、8時間働いても、4、904円です。月25日働いても、12、2600円です。これでは結婚もできませんし、家族をもって生活していくこともできません。また平成16年度、大分県の女性パートタイム労働者の賃金は、年齢44・3歳、勤続年数5・4年、労働日数19・8日、一日あたり5・5時、1時間あたり802円、年収は104万8、053円、賞与その他の特別給与35万5千円を含めても年収は140万3千円です。さらに県内進出大企業の非正規雇用の増大が、格差を拡大しています。

最低賃金は、1時間あたり1000円への引き上げが必要ではないでしょうか。見解を求めます。

第3は、貧困から子どもの成長を守る問題です。

まず、生活保護の母子加算廃止と児童扶養手当の削減計画の中止についてです。

政府は今後3年かけて母子加算を全廃し、08年度からは生活が苦しい母子家庭に支給されている児童扶養手当を最大半分に減らそうとしています。これはさらに貧困を広げることになります。こんな冷たい仕打ちは許されません。

平成19年1月末の被保護世帯数4、702世帯、内母子世帯は353世帯となっています。大分市は2級地の1で、在宅で15歳以下の子供一人の場合21、640円、16歳以上～18以下の場合で子ども一人の場合は引き下げが行われ7、210円となり、2007年度で全廃です。15歳以下の子どものいる家庭も3年間で段階的に廃止するとしてといます。

また児童扶養手当受給者は平成14年8月末3、896から平成18年12月末には、4、759と、863世帯増えています。2003年（平成15年）4月に制度改悪が行われ、支給額や限度額が引き下げられました。母と子一人の母子家庭で全部支給で月額41、720円を受け取れる場合の所得制限は収入2百4万8千円から130万円未満です。2003年（平成15年）4月以降全部支給をするのは5年間で、それ以後2分の1に減額されます。

母親46歳女性は、パートでの収入と児童扶養手当、不足分を生活保護を受

給しています。長女は私立高校2年生、次女は公立高校の1年生の3人暮らしです。彼女は日々の生活について「子どもが中学校に入ってからは大変、子どもの服装等の身だしなみ、希望の高校に行くためには塾にもいかせたいが、普通の家庭みたいにかすことができない、散髪もがまんさせている、してあげたいことは、たくさんあるが日々の生活でいっぱいです。高校に入ってから部活などの負担も大変です。こうした経費を捻出するために、水道代やガス代を節約するためにシャワーにしている」「学校の経費や進路について、親子での口げんかはたえません。自分の力のなさに、なさけなく思うこともしばしばあります」「私の家庭はあと2年すれば、子どもも自立するのでいいが、小さい子どもさんを抱えている母子家庭にとっては、母子加算も児童扶養手当も、なくてはならないものです」「また長女は、保育士をめざし、関西の短期大学を希望しているが、生活保護家庭では、子どものアルバイトも収入認定されるために、子どもの将来の夢をかなえるための蓄えもできない」とお話をされていました。生活保護の母子加算も児童扶養手当も母子家庭の命綱です。子どもの成長に欠かせない役割を果たしています。生活保護母子加算の段階的廃止や児童扶養手当の削減はやめるべきです。どのようにお考えでしょうか、見解を求めます。また生活保護家庭の子どもが将来自立していくための、高校生のアルバイト収入については、収入認定からはずすべきです。合わせて見解を求めます。

さて大分市の就学援助対象児童・生徒数は平成13年3、674、平成18年5、312、認定率は13・01%と年々増加しています。経済的理由での県立高校授業料減免者数は2、200名から2、500名余り、10年前に比べ1000人以上増えています。貧困がすすんでいることを示しています。県内の高等学校の中途退学者は、この3年余り、年間700名から740名で推移しています。さて大分市が利用者増をみこんだ貸与奨学金は、平成18年度高校では60人定員に応募は48人、平成17年度の贈与貸し付けに比べ大きく落ちこんでいます。当初の目的からはずれています。経済的理由で就学中断をなくすため、これまで大分市が実施してきた、贈与奨学金の復活をおこなうべきです。見解を求めます。

第四は、生活が困難な方からの国保証の取り上げをやめ、減免制度の拡充です。国保税が高く払えず、国保証をとりあげられ、病院の窓口で医療費の全額が請求される「資格証明書」に置き換えられた世帯は、全国で35万世帯と急増しています。05年調査では、大分県は4、725世帯と全国ワースト15位です。大分市では、2、730世帯となっています。全国的にも、医者に行くのを我慢して手をくれとなり命を落とすといういたましい例もすくなくありませんし、重傷でも病院にかかれないケースが増えています。大分市内で妻と2人

で自営業していた現在61歳の男性は、平成17年8月に脳梗塞で倒れ、身体障害者3級となり、仕事は妻が引き継いでいます。5年ほど前から仕事が減り、国保税を払えず、「資格証明書」になりました。脳梗塞で倒れる半年前までは、自費で血圧を下げる薬を飲んでいましたが、薬代がないため、中断したのが原因でした。今は月3000円の分割納付ですが保険証をいただき、安心です」と今の思いを語っていただきました。このように「資格証」世帯は深刻な状況に置かれています。一刻も早く改善すべきではないでしょうか。生活に困っている世帯からの国保証のとりあげは中止すべきです。減免制度に必要な予算を確保すべきです。見解を求めます。

第五は、障害者自立支援法の応益負担の撤回です。

障害者が人間として、あたりまえの生活をするために最低限必要な支援に応益負担を導入したために、障害の重たい人ほど負担が重くなり、負担に耐えきれない障害者は、サービスをうけられなくなるなど、深刻な事態がひろがり、政府も一部負担軽減などの手直しをせまられています。大分市のいち早い軽減制度の導入は、地方自治体を動かし、政府にも緊急な対応もせまるものとなったと思います。しかし、これで障害者家族の重い負担が解消されるわけではありません。最大の問題は応益負担にあります。この撤回こそ、みなさんの願いです。政府に要求する考えはありませんか。見解を求めます。

次に、ホームレスと孤独死対策についてです。

昨年6月までホームレスを余儀なくされていた男性から、「私の知り合いであるホームレスの方が二人孤独死をした」とお話を聞き調査をしました。一人は府内アクアパークのベンチで、もう一人は滝尾橋の下でということでした。

消防署の調査では、滝尾橋の下のケースは出動記録はありませんでしたが、府内アクアパークのケースは出動記録が保存されていました。平成18年6月21日、午前6時17分警察より通報、6時25分現地到着、下あご硬直、全身チアノーゼ、多臓器不全によりすでに死亡していたそうです。氏名不詳、住所不詳となっていました。亡くなられたのは、70歳代の男性です。調査をする中で胸が痛くなりました。ホームレス体験者のお話では、生活保護の申請にいつでも住所がないということで、追い返される、若いから生活保護申請より仕事が先だと追い返される。生活保護にしてもらえるのは、病気になり入院したときだけだということが常識化しています。こうしたことがホームレスの方の悲惨な孤独死をおこしています。

また消防署の救急車の出動記録から、明らかに孤独死と判断されるのは、この2年あまり、毎年20名前後となっています。人として生まれ、こんな寂しい亡くなり方はなくしたいものです。改善対策が急がれています。

これまでホームレス対策をどのようにすすめてきましたか。生活保護の申請についてどのような対応をされていますか。見解を求めます。

一人暮らし高齢者の、孤独死なくす対策についてどのような考えや対策をお持ちでしょうか。見解を求めます。

最後に、猪被害の対策について質問します。

「猪の被害に困っている」との切実な声が下八幡地区の方々から寄せられ、現地を調査してきました。

この一帯は、5～6年前から猪被害発生し、年々被害がひどくなってきたそうです。

民家に隣接した畑で育ててきた、小松菜・カボチャ・里芋、裏山のたけのこ、玄関入り口の百合の花なども、すべて食い荒らされていました。

また、ミミズをえさにするために山の壁面も、各所で崩落していますし、民家内の芝生まで掘り起こされています。各戸で柵をつくるなど自衛策を講じています。しかし、最近では夜間7～8頭の群れで出沒し、猪に出会うこともあり、身の危険を感じるようになったとの訴えもありました。この地域については、特別許可をだしていただき、7頭が駆除され、住民の方々は、最近はずくなくなると喜んでいますが、猪被害の背景には無秩序な乱開発があります。猪被害は一部地域にとどまらず、市街地に出沒し人命に危害を及ぼすなど、全市的に広がっており、抜本的な対策が求められています。駆除予算の引き上げや、トタン・電気ぼく柵などの適用拡大などにより、対策を強めていくべきと考えますが見解を求めます。

以上で初回の質問を終わります。